

# 仕様書

## 1. 業務名

プレコンセプションケア啓発冊子作成業務

## 2. 業務の目的

県では、女性の痩せや肥満の増加、出産年齢の高齢化など、リスクの高い妊娠が増加している中、若年世代が将来、自身が望むライフプランを選択し実現できるよう、男女ともに早い時期から性や妊娠に関する知識を持ち、日々の生活と向き合い健康管理に取り組む「プレコンセプションケア」の普及啓発に取り組んでいる。

若年世代に対して性や妊娠に関する情報を提供し、プレコンセプションケアに関心を持ってもらうことで、早い時期から自身の健康に向き合いライフプランや生活習慣を考えるきっかけとなることを目的とする。

## 3. 契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日（月曜日）まで

## 4. 業務内容

### (1) 業務概要

プレコンセプションケアに関心を持ってもらうための若年世代向け啓発冊子の作成

### (2) 仕様

#### ア 啓発冊子作成

##### a 規格

- ・サイズ 自由
- ・印刷 両面・カラー刷り
- ・紙質 自由
- ・ページ数 自由

※目安：B6 の場合は 20 ページ程度、A4 の場合は 12 ページ程度(表裏表紙含む)

##### b 印刷部数

30,000 部

(配布先：県内高校、専門学校、短大、大学、県内各市町への送付を想定)

##### c 掲載内容

- ・プレコンセプションケアの概要、ライフデザイン、性や妊娠に関する情報、参考情報や県内の相談窓口等、県が提示するテキスト及び図表データを用いて作成する。なお、想定している掲載項目案は以下のとおり。

<タイトル(仮):プレコンセプションケア BOOK～これからの自分のこと、考えてみよう～>

- ・目次
- ・プレコンセプションケアとは/なぜプレコンセプションケアが必要か
- ・これまでの自分の生活についての振り返り
- ・プレコンセプションケアに関するチェックリスト
- ・男女のからだのちがひ、男性のプレコンセプションケアについて
- ・体重について
- ・栄養、運動について
- ・ストレス、アルコールについて
- ・喫煙、歯科について
- ・検査、予防接種、かかりつけ医について
- ・月経、ホルモンバランスについて
- ・不妊症、不育症について
- ・ファミリープラン、相互理解について
- ・専門医からのメッセージ
- ・自分自身のライフデザインについて(記述用ページ)
- ・あとがき
- ・裏表紙:参考となる web サイト、県相談窓口について

- ・県が提供するテキスト及び図表データについて、イラストや写真などを用いて見やすさ、わかりやすさに配慮した配置を行うこと。
- ・上記の掲載項目案のほか、若年世代がプレコンセプションケアに対して興味が向上するような企画や内容があれば提案内容に含むこと。

#### イ 仕分け、配布および納品

a 作成した冊子を施設ごとに仕分けし、配布する。

※送付リスト(送付先住所、施設名、各施設の部数)については、県から別途提供する。

b 上記 a で配布した作成物の残部及び作成物の電子データ(PDF および AI データ)を佐賀県男女参画・こども局こども家庭課に納品する。

c 上記 a の配布および b の納品については、令和 7 年 3 月 14 日(金)までに完了すること。

#### (3) 代金の支払方法

完了払い

#### (4) 委託上限額

1,716,000 円(消費税及び地方消費税含む)

#### 5. 提案内容

企画提案書には以下の内容を記載すること。

(1) 作成業務の実施方針等

①「4 (2) 仕様」の各項目の実施方針及び手法

②作成物イメージ

- ・デザインのイメージがわかるラフ案
- ・実施スケジュール
- ・若年世代がプレコンセプションケアに対して興味が増えるような内容案(任意)

(2) 業務遂行能力

①類似の啓発物作成業務の実績

②業務にあたっての実施体制

6. その他

- (1) 提案の積算にあたっては、妥当性があり、実現可能なものとなるよう十分精査すること。
- (2) 委託業務の内容については、最終的に県と受託者が協議し決定する。
- (3) 責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- (4) 本業務の実施に係る関係機関との調整については、受託者によりこれを行うこと。
- (5) 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、全て佐賀県に帰属するものとする。
- (6) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合は、それぞれ著作権者と協議のうえ、利用することとする。二次利用についても同様とする。
- (7) 本業務の一部を第三者に再委託する場合には、予め県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承諾を得ること。
- (8) この契約にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理および良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。
- (9) 委託業務完了後、速やかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。  
なお、完了報告書は令和7年3月21日（金）までに提出すること。